



報告第 232 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 7,800円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月10日、盛岡市津志田町三丁目地内において、市道津志田白沢線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 233 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金35,300円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月10日、盛岡市湯沢 4 地割地内において、市道西部線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 234 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金12,800円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月11日、盛岡市三本柳10地割地内において、市道岩手飯岡駅前通線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 235 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金10,900円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 4 月 7 日、盛岡市湯沢 1 地割地内において、市道西部線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 236 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金29,400円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 4 月12日、盛岡市永井13地割地内において、市道沼尻線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 237 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 127,200円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 4 月29日、盛岡市下厨川字鍋屋敷地内において、市道四十四田鍋屋敷線を自動車で行中、道路上の倒木に接触してハンドルを取られ、路肩の樹木に衝突し車両を全損したことになる。

報告第 238 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 5,300円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 6 月27日、盛岡市上厨川字幅地内において、市道上厨川 3 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 239 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

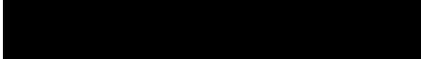
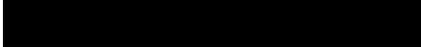
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 6,100円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 7 月 9 日、盛岡市三ツ割五丁目地内において、市道内丸三ツ割五丁目 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 242 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金10,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 7 月21日、盛岡市中央通三丁目地内において、道路外から市道大通三丁目中央通三丁目線に自動車が入る際、歩道上の破損した縞鋼板が跳ね上がり、車両を損傷したことによる。



報告第 244 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金76,140円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年7月31日、みたけ緑道内の桜の枝が折れ、敷地内に設置されていた竹垣に落下し、破損したことによる。

報告第 245 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 8,800円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 2 日、盛岡市南仙北二丁目地内において、市道新幹線側道 2 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 246 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 144,100円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 6 日、盛岡市羽場19地割地内において、市道西部線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 247 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 7,800円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 7 日、盛岡市北飯岡一丁目地内において、市道本宮下飯岡線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 250 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

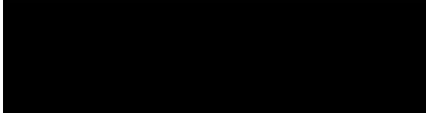
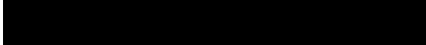
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金24,994円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 7 月12日、盛岡市黒石野一丁目地内において、市道黒石野一丁目 5 号線を自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落として転倒し、負傷及び車両等を損傷したことによる。

報告第 251 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 2,600円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 7 月 18 日、盛岡市本宮字蛇屋敷地内において、市道西仙北上太田 1 号線を自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落として転倒し、車両を損傷したことによる。

報告第 252 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金22,680円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 9 月 6 日、盛岡市天昌寺町 1 番32号地内において、粗大ごみの収集のため市有車が相手方の敷地に入りましたところ門灯に接触し、破損したことによる。

報告第 253 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 118,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 1 日、盛岡市流通センター北一丁目地内において、市道八重郷 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 254 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 7,900円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 1 日、盛岡市南仙北二丁目地内において、市道新幹線側道 2 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 255 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金51,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 9 日、盛岡市湯沢 4 地割地内において、市道西部線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 256 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

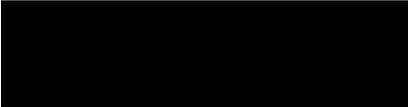
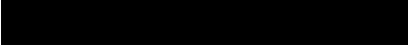
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 4,100円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月10日、盛岡市南青山町地内において、市道稲荷町谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 257 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 116,813円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 7 月 26 日、盛岡市下厨川字鍋屋敷地内において、市道四十四田鍋屋敷線を自動車で走行中、道路脇の樹木の枝が折れて車両に落下し、車両を損傷したことによる。

報告第 258 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 5 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金66,668円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年10月10日、盛岡市仙北二丁目地内において、市道仙北二丁目11号線の草刈作業の飛び石が、隣接する駐車場に駐車していた車両に当たり損傷したことによる。



報告第 260 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月 6 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 232,796 円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 7 月26日、市営盛岡駅前アパート 2 号館 3 階住戸において排水管の老朽化による漏水が発生し、相手方が賃借する 2 階事務所内の物品に被害を及ぼしたことによる。

報告第 261 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立武道館大規模改修等（建築主体） 工事	契約金額「222,696,000円」を 「227,260,080円」に改める。	平成30年11月 8 日

